

## 目次

### 告示

- 津波災害警戒区域の指定（防災推進課）
- 昭和53年宮城県告示第251号（保健所使用料等条例第2条の規定による使用料等の額）の一部改正（保健福祉総務課）
- 生活保護法による指定施術者の廃止の届出（社会福祉課）
- 救急医療機関の認定（医療政策課）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（3件）（障害福祉課）
- 公有水面埋立てのしゅん功認可（漁港整備推進室）
- 保安林の指定（森林整備課）
- 道路の区域変更（2件）（道路課）
- 道路の供用開始（2件）（同）
- 都市計画事業の事業計画変更の認可（都市環境課）
- 指定公金事務取扱者の委託（2件）（警察本部生活安全企画課）

### 公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定（警察本部会計課）

### 企業局

- 企業局固定資産等管理規程の一部を改正する管理規程（企業局公営事業課）
- 工業用水供給規程の一部を改正する管理規程（企業局水道経営課）

## 宮城県告示第167号

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条第1項の規定により、津波災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年3月23日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 1 津波災害警戒区域

仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町及び南三陸町の区域（次の図に示す部分に限る。）

### 2 基準水位

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面は宮城県復興・危機管理部防災推進課、県政情報センター（宮城県行政庁舎地下1階）、宮城県東部地方振興事務所、宮城県気仙沼地方振興事務所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮城県告示第168号**

昭和53年宮城県告示第251号（保健所使用料等条例第2条の規定による使用料等の額）の一部を次のように改正し、令和8年6月1日から施行する。ただし、表2の項中「3,500」を「4,100」に改める改正規定は、同年4月1日から施行する。

令和8年3月23日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表2の項中「3,500」を「4,100」に、「400」を「550」に改める。

## 宮城県告示第169号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 50 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術者から次のとおり廃止した旨届出があった。

令和 8 年 3 月 23 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	廃止年月日
高野 能成	サンサン接骨院	仙台市宮城野区宮千代 2-11-24 コーポ F 1-2	令和 7 年 12 月 27 日

## 宮城県告示第170号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

令和8年3月23日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
独立行政法人国立病院 機構宮城病院	山元町高瀬字合戦原100 番地	令和8年3月20日	令和11年3月19日
登米市立豊里病院	登米市豊里町土手下74 番地1	令和8年3月21日	令和11年3月20日

## 宮城県告示第171号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 51 条第 1 号の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 23 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
0410300305	就労選択支援愛さんさん塩釜 塩竈市本町 12-5	就労選択支援	愛さんさん宅 食株式会社	令和 8 年 4 月 1 日

## 宮城県告示第172号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 51 条第 1 号の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 23 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
0411200371	在宅障害者多機能支援施設ラボラレー 登米市迫町新田字対馬 51 番 7	就労選択支援	社会福祉法人 ふれあいの里	令和 8 年 4 月 1 日

## 宮城県告示第173号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和8年3月23日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
0410917215	ソーシャルビレッジ ワークス 多賀城市中央3-10-5	就労継続支援 B型	株式会社 SOCIALVILLAGE	令和8年4月1日

## 宮城県告示第174号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面埋立てについて次のとおりしゅん功認可した。

令和8年3月23日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 しゅん功認可年月日

令和8年3月13日

2 しゅん功認可を受けた者の名称

女川町

3 埋立区域

(1) 位置

宮城県牡鹿郡女川町針浜字唐松53及び4-1に隣接した公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び(イ)の地点と(ニ)の地点を結ぶ春分秋分の満潮位(DL+1.60m)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

(イ)の地点 牡鹿郡女川町針浜字唐松53番地内に設置された漁港基点(北緯38度25分29.9529秒 東経141度25分08.3729秒)から212度45分41秒 80.95mの地点

(ロ)の地点 (イ)の地点から 304度22分01秒 19.67mの地点

(ハ)の地点 (ロ)の地点から 34度21分46秒 65.00mの地点

(ニ)の地点 (ハ)の地点から 124度21分55秒 8.22mの地点

(3) 面積

521.81平方メートル

4 免許の年月日及び番号

令和6年4月5日宮城県(水整)指令第5号

5 公有水面埋立法第22条第3項の市又は町

女川町

## 宮城県告示第175号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林に指定する。

令和8年3月23日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 保安林の所在場所  
気仙沼市川上395-22、395-24
  - 2 指定の目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 宮城県告示第176号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和 8 年 3 月 23 日から 30 日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 23 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 古川登米線
- 3 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の 前 後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
登米市米山町字善王寺朝来下 139 番 1 地先 から 同市米山町字善王寺朝来下無番地先まで	前	A	7.1~13.4	227.1
		B	16.4~37.9	274.8
	後	A	7.1~13.4	227.1
		B	16.4~37.9	274.8

## 宮城県告示第177号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和 8 年 3 月 23 日から 30 日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 23 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 仙台亙理自転車道線
- 3 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の 前 後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
名取市小塚原字遠東 35 番 1 地先から 同市下増田字女ヶ池 160 番 1 地先まで	前	—	—
	後	3.0～9.6	2,000.0

## 宮城県告示第178号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和8年3月23日から30日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月23日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	古川登米線	登米市米山町字善王寺朝来下140番5地先から 同市米山町字善王寺朝来下無番地先まで	令和8年3月24日

## 宮城県告示第179号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和8年3月23日から30日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月23日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	鹿島台 停車場線	大崎市鹿島台平渡字東銭神1番9地先から 同市鹿島台平渡字東銭神4番10地先まで	令和8年3月26日

## 宮城県告示第180号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月23日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 1 施行者の名称

石巻市

### 2 都市計画事業の種類及び名称

#### (1) 種類

石巻広域都市計画公園事業

#### (2) 名称

4・4・1号 中瀬公園

### 3 事業施行期間

「平成31年1月11日から令和8年3月31日まで」を「平成31年1月11日から令和13年3月31日まで」に変更する。

### 4 事業地

#### (1) 収用の部分

平成31年1月11日宮城県告示第27号の事業地のうち中瀬地内において事業地を変更する。

#### (2) 使用の部分

変更なし

## 宮城県告示第181号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月23日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地  
宮城県多賀城市鶴ヶ谷一丁目4番1号  
公益社団法人宮城県防犯協会連合会
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容  
風俗営業等管理者講習に係る手数料
- 3 指定年月日  
令和8年2月13日
- 4 委託年月日  
令和8年3月4日
- 5 委託期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 宮城県告示第182号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月23日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地  
仙台市泉区天神沢1丁目4番11号  
一般社団法人宮城県警備業協会
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容  
現任指導教育責任者講習に係る手数料
- 3 指定年月日  
令和8年2月13日
- 4 委託年月日  
令和8年3月3日
- 5 委託期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和8年3月23日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量  
交通管制システム保守点検業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地  
宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日 令和8年3月3日
- 4 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地  
オムロンフィールドエンジニアリング株式会社 北関東・東北支店  
埼玉県さいたま市大宮区宮町1-114-1
- 5 落札金額 62,500,000円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和8年1月20日

## 宮城県企業局管理規程第1号

企業局固定資産等管理規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和8年3月23日

宮城県公営企業管理者 千葉 衛

### 企業局固定資産等管理規程の一部を改正する管理規程

企業局固定資産等管理規程（昭和63年宮城県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(合議)</p> <p>第4条の2 水道経営課長は、次の各号に掲げる事項については、公営事業課長と合議しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 行政財産である土地の貸付け又はこれに対する地上権若しくは地役権の設定に関する事。</p> <p>(3)～(7) [略]</p> <p>(資産の貸付け等)</p> <p>第18条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第238条の4第2項の規定により行政財産を借り受けようとする者は行政財産借受申請書（様式第6号）を、自治法第238条の5第1項の規定により普通財産を借り受けようとする者は<u>県有財産借受申請書（様式第10号）を、これらの規定により資産である土地に対する地上権若しくは地役権の設定を申請しようとする者は地上権（地役権）設定申請書（様式第6号の2）を管理者に提出しなければならない。</u></p> <p>(許可の手續)</p> <p>第20条 [略]</p>	<p>(合議)</p> <p>第4条の2 水道経営課長は、次の各号に掲げる事項については、公営事業課長と合議しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 行政財産である土地の貸付け及びこれに対する地上権の設定に関する事。</p> <p>(3)～(7) [略]</p> <p>(行政財産の貸付け)</p> <p>第18条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第238条の4第2項の規定により行政財産である土地の借受け又はこれに対する地上権の設定を申請しようとする者は、<u>行政財産借受申請書（様式第6号）又は地上権設定申請書（様式第6号の2）を管理者に提出しなければならない。</u></p> <p>(許可の手續)</p> <p>第20条 [略]</p>

2 [略]

(1)～(8) [略]

(9) 使用物件の滅失、毀損及び使用条件違反の場合の原状回復又は損害賠償

(10)～(13) [略]

(準用)

第25条 次条第1項、第27条、第28条、第29条及び第31条から第37条までの規定は資産である土地に地上権又は地役権を設定する場合について、第29条、第30条、第32条及び第34条から第36条までの規定は行政財産の目的外使用の場合について準用する。

(貸付契約)

第26条 資産の貸付けは、次に掲げる事項を記載した契約書によって行う。ただし、必要がないと認めるときは、その一部を省略することができる。

(1)～(8) [略]

(9) 貸付物件の滅失、毀損及び貸付条件違反の場合の原状回復又は損害賠償

(10)～(13) [略]

2 資産の貸付けにおいて、次条第2項に規定する貸付けを行う場合には、管理者が別に定める基準により行うものとする。

(資産の貸付期間)

第27条 資産の貸付けは、次の期間を超えることができない。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 [略]

(1)～(8) [略]

(9) 使用物件の滅失、き損及び使用条件違反の場合の原状回復又は損害賠償

(10)～(13) [略]

(準用)

第25条 次条第2項、第27条、第28条、第29条及び第31条から第37条までの規定は行政財産である土地を貸し付け、又はこれに地上権を設定する場合について、第29条、第30条、第32条及び第34条から第36条までの規定は行政財産の目的外使用の場合について準用する。

(貸付けの手續)

第26条 普通財産を借り受けようとする者は、県有財産借受申請書(様式第10号)を管理者に提出しなければならない。

2 普通財産の貸付けは、次に掲げる事項を記載した契約書によって行う。ただし、必要がないと認めるときは、その一部を省略することができる。

(1)～(8) [略]

(9) 貸付物件の滅失、き損及び貸付条件違反の場合の原状回復又は損害賠償

(10)～(13) [略]

3 普通財産の貸付けにおいて、次条第2項に規定する貸付けを行う場合には、管理者が別に定める基準により行うものとする。

(普通財産の貸付期間)

第27条 普通財産の貸付けは、次の期間を超えることができない。

(1)・(2) [略]

2 [略]

(貸付料)

第28条 資産の貸付料の額は、貸付期間1年につき、次の各号に掲げる財産の区分に応じて当該各号に定める額とする。

(1)～(3) [略]

2～5 [略]

6 第1項又は第2項の規定により算定した普通財産の貸付料の額が当該普通財産に係る国有資産等所在市町村交付金（国有資産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号）の規定による国有資産等所在市町村交付金をいう。以下この項並びに次条第4項において「交付金」という。）の額を下回ることが明らかになったときは、当該貸付料の額と当該交付金の額との差額を当該普通財産の借受人に負担させるものとする。

(適正な対価のない貸付け)

第29条 資産は、次の各号の一に該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

(1)～(3) [略]

2・3 [略]

4 第2項の規定により貸付料を減額して普通財産を貸し付けた場合であって、当該減額後の額が当該普通財産に係る交付金の額を下回ることが明らかになったときは、当該減額後の額と当該交付金の額との差額を当該普通財産の借受人に負担させるものとする。

(貸付けの担保)

第30条 資産を借り受けようとする者からは、必要があると認め

(1)・(2) [略]

2 [略]

(貸付料)

第28条 普通財産の貸付料の額は、貸付期間1年につき、次の各号に掲げる財産の区分に応じて当該各号に定める額とする。

(1)～(3) [略]

2～5 [略]

(適正な対価のない貸付け)

第29条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

(1)～(3) [略]

2・3 [略]

(貸付けの担保)

第30条 普通財産を借り受けようとする者からは、必要があると

るときは、相当の担保を提供させ、又は連帯保証人を立てさせるものとする。

4 借受者が借り受ける資産の全部又は一部を事業のために使用する貸付契約において、個人が連帯保証人となるときは、当該貸付契約に先立ち、借受者は、連帯保証人に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供しなければならない。

(1)～(3) [略]

5 資産の借受者は、連帯保証人が前項の資格を欠くこととなったときその他連帯保証人を変更する必要があるときは、担保・連帯保証人変更承認申請書（様式第12号）を管理者に提出しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

（貸付事項の変更）

第31条 資産の借受者は、第26条第2項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、県有財産借受変更申請書（様式第13号）を管理者に提出しなければならない。

（貸付期間の更新）

第33条 [略]

2 第26条第2項の規定は、資産の貸付期間の更新について準用する。

（損害賠償）

第35条 借受人は、第39条の規定による承認を受けないで貸付資産の現状を変更し、又は貸付資産を故意若しくは過失により滅失、毀損若しくは荒廃させたときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

認めるときは、相当の担保を提供させ、又は連帯保証人を立てさせるものとする。

2～3 [略]

4 借受者が借り受ける普通財産の全部又は一部を事業のために使用する貸付契約において、個人が連帯保証人となるときは、当該貸付契約に先立ち、借受者は、連帯保証人に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供しなければならない。

(1)～(3) [略]

5 普通財産の借受者は、連帯保証人が前項の資格を欠くこととなったときその他連帯保証人を変更する必要があるときは、連帯保証人変更承認申請書（様式第12号）を管理者に提出しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

（貸付事項の変更）

第31条 普通財産の借受者は、第26条第2項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、県有財産借受変更申請書（様式第13号）を管理者に提出しなければならない。

（貸付期間の更新）

第33条 [略]

2 第26条第2項の規定は、普通財産の貸付期間の更新について準用する。

（損害賠償）

第35条 借受人は、第39条の規定による承認を受けないで貸付資産の現状を変更し、又は貸付資産を故意若しくは過失により滅失、き損若しくは荒廃させたときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(罹災等の届出)

第36条 借受人は、貸付資産が災害等の理由により滅失、毀損又は荒廃したときは、罹災等届(様式第16号)を管理者に提出しなければならない。

(貸付財産台帳)

第37条 課(所)長は、貸付資産の状況を明らかにしておくため、普通(行政)財産貸付台帳(様式第17号)を備え、必要な事項を記載しなければならない。

(貸付け以外の方法による普通財産の使用)

第38条 第26条から前条までの規定は、普通財産を貸付け以外の方法により使用させる場合について準用する。

(事故報告)

第41条 課(所)長は、その管理に属する資産(建設仮勘定を除く。以下次条において同じ。)が災害等により滅失又は毀損したときは、資産事故報告書(様式第20号)を速やかに水道経営課長に提出しなければならない。

(延納)

第48条 [略]

2 前項の規定により延納の特約を受けようとする者は、県有財産譲渡申請書(様式第22号)に記載した場合を除き、売買代金等延納申請書(様式第23号)を管理者に提出しなければならない。

別表第1(第22条関係)

財産の	使用の目的	使用料(年額)
-----	-------	---------

(罹災等の届出)

第36条 借受人は、貸付資産が災害等の理由により滅失、き損又は荒廃したときは、罹災等届(様式第16号)を管理者に提出しなければならない。

(貸付財産台帳)

第37条 課(所)長は、貸付資産の状況を明らかにしておくため、普通財産貸付台帳(様式第17号)を備え、必要な事項を記載しなければならない。

(貸付け以外の方法による普通財産の使用)

第38条 第26条から前条までの規定は、普通財産を貸付け以外の方法により使用させる場合に準用する。

(事故報告)

第41条 課(所)長は、その管理に属する資産(建設仮勘定を除く。以下次条において同じ。)が災害等により滅失又はき損したときは、資産事故報告書(様式第20号)を速やかに水道経営課長に提出しなければならない。

(延納)

第48条 [略]

2 前項の規定により延納の特約を受けようとする者は、売買代金等延納申請書(様式第23号)を管理者に提出しなければならない。

別表第1(第22条関係)

財産の	使用の目的	使用料(年額)
-----	-------	---------

種類			
土地	(1)・(2) [略]	[略]	[略]
	(3) 維持管理に地表を使用する管類の地下埋設	外径が0.4メートル未満のもの 1メートルにつき	宅地、田畑にあっては <u>320円</u> [略]
		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの 1メートルにつき	宅地、田畑にあっては <u>650円</u> [略]
		外径が1メートル以上のもの 1メートルにつき	宅地、田畑にあっては <u>1,230円</u> [略]
	(4)～(6) [略]	[略]	[略]
建物	[略]	[略]	[略]
構築物	[略]	[略]	[略]
船舶等の動産	[略]	[略]	[略]

別表第2 (第54条関係)

科目等分類表					施設 設備 区分	施設 設備 分類	摘要
款	項	目	節	施設			
固定 資産	有形 固定	土地	[略]	[略]	[略]	[略]	
		建物					工作物に区分しない 建築設備(当該建物の 便益のために付加さ

種類			
土地	(1)・(2) [略]	[略]	[略]
	(3) 維持管理に地表を使用する管類の地下埋設	外径が0.4メートル未満のもの 1メートルにつき	宅地、田畑にあっては <u>220円</u> [略]
		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの 1メートルにつき	宅地、田畑にあっては <u>440円</u> [略]
		外径が1メートル以上のもの 1メートルにつき	宅地、田畑にあっては <u>820円</u> [略]
	(4)～(6) [略]	[略]	[略]
建物	[略]	[略]	[略]
構築物	[略]	[略]	[略]
船舶等の動産	[略]	[略]	[略]

別表第2

科目等分類表					施設 設備 区分	施設 設備 分類	摘要
款	項	目	節	施設			
固定 資産	有形 固定	土地	[略]	[略]	[略]	[略]	
		建物					

資産	事務所 用建物				れた造作物)を含む。
		事務所 用建物			[略]
		施設用 建物	[略]	[略]	[略]
	その他 建物	[略]	[略]	[略]	
	構築物	[略]	[略]	[略]	[略]
	機械及 び装置				
	車両運 搬具				
	船舶				
	工具器 具及び 備品				
	無形 固定 資産	[略]	[略]	[略]	[略]

様式第1号(第6条関係)

評価調書 [略]	
1 [略] (1)~(4) [略]	

資産	事務所 用建物				[略]
		事務所 用建物	[略]	[略]	[略]
		施設用 建物	[略]	[略]	[略]
	その他 建物	[略]	[略]	[略]	
	構築物	[略]	[略]	[略]	[略]
	機械及 び装置				
	車両運 搬具				
	船舶				
	工具器 具及び 備品				
	無形 固定 資産	[略]	[略]	[略]	[略]

様式第1号(第6条関係)

評価調書 [略]	
1 [略] (1)~(4) [略]	

2 評定基礎 (1) [略] (2) <u>固定資産税評価価格</u> (3)・(4) [略]	
3 [略]	
4 [略]	
5 [略]	
[略]	

2 評定基礎 (1) [略] (2) <u>固定資産税評価価格</u> (3)・(4) [略]	
3 [略]	
4 [略]	
5 [略]	
[略]	

様式第6号の2 (第18条関係)

地上権(地役権)設定申請書  
[略]

下記の行政財産である土地に地上権(地役権)を設定したいので、必要書類を添えて申請します。  
[略]

添付書類  
1・2 [略]  
3 暴力団等に該当しない旨の誓約書

様式第6号の2 (第18条関係)

地上権設定申請書  
[略]

下記の行政財産である土地に地上権を設定したいので、必要書類を添えて申請します。  
[略]

添付書類  
1・2 [略]

様式第7号 (第20条関係)

行政財産使用許可申請書  
[略]

申請人 住所  
(ふりがな)  
氏名又は名称

様式第7号 (第20条関係)

行政財産使用許可申請書  
[略]

申請人 住所  
氏名 印

下記のとおり行政財産の使用許可を受けたいので申請します。

記

1～4 [略]

5 使用希望期間

備考

1 申請書の提出に当たっては、次に掲げる書類を添付してください。

(1) 関係図面その他の書類

(2) 申請人が法人である場合においては、申請人の登記事項証明書又は定款若しくは寄附行為の写し

(3) 暴力団等に該当しない旨の誓約書

(4) その他公営企業管理者が必要とする書類

2 申請人が個人である場合においては、本人確認を行いますので、申請人の運転免許証その他の申請人が本人であることを確認するに足りるものを持参してください。

3 使用期間の満了後引き続き従前の使用許可の内容（使用料に係るものを除く。以下同じ。）と同一の内容で使用許可を受けようとする場合には、1(2)に掲げる書類の添付又は2に規定する書類の持参を省略することができます。

様式第10号（第18条関係）

県有財産借受申請書  
[略]

連帯保証人 住所

氏名 印

下記のとおり行政財産の使用許可を得たいので、必要書類を添えて申請します。

記

1～4 [略]

5 使用期間

添付書類

1 個人の場合 申請人が本人であることを確認できる書類（運転免許証等の公的身分証明書等）

印鑑証明書（申請人及び連帯保証人各々1通）

暴力団等に該当しない旨の誓約書

関係図面その他の書類

2 法人の場合 登記事項証明書

定款又は寄附行為の写し

印鑑証明書（申請人及び連帯保証人各々1通）

暴力団等に該当しない旨の誓約書

関係図面その他の書類

様式第10号（第26条関係）

県有財産借受申請書  
[略]

申請人 住所  
(ふりがな)  
氏名又は名称 印

連帯保証人 住所  
(ふりがな)  
氏名又は名称 印

下記の県有財産を借り受けたいので、関係書類を添えて申請します。

[略]

備考

- 1 申請書の提出に当たっては、次に掲げる書類を添付してください。
- (1) 事業計画書（関係図面その他の書類を含む。）
- (2) 申請人が個人である場合においては、申請人の住民票の抄本及び印鑑登録証明書
- (3) 申請人が法人である場合においては、申請人の登記事項証明書、定款又は寄附行為の写し及び印鑑登録証明書
- (4) 暴力団等に該当しない旨の誓約書
- 2 連帯保証人を立てる場合には、当該連帯保証人の1(2)又は(3)及び(4)に掲げる書類を併せて添付してください。

様式第11号（第29条関係）

行政財産使用料減免申請書  
[略]  
申請人 住所

申請人 住所  
氏名 印

連帯保証人 住所  
氏名 印

下記の財産を借り受けたいので、貸し付けくださるよう必要書類を添えてお願いします。

[略]

添付書類

- 1 個人の場合 住民票抄本  
印鑑証明書（申請人及び連帯保証人各々1通）  
暴力団等に該当しない旨の誓約書
- 2 法人の場合 登記事項証明書  
定款又は寄附行為の写し  
印鑑証明書（申請人及び連帯保証人各々1通）  
暴力団等に該当しない旨の誓約書

様式第11号（第29条関係）

行政財産使用料減免申請書  
[略]  
申請人 住所

氏名又は名称

下記のとおり行政財産使用料の減免を受けたいので申請します。

記

- 1 財産の所在
- 2 財産の区分
- 3～5 [略]
- 6 減免申請の理由

氏名

下記のとおり行政財産使用料の減免を受けたいので、必要書類を添えてお願いします。

記

- 1 財産の所在地
- 2 財産の種類
- 3～5 [略]
- 6 使用料減免申請の理由

様式第11号の2（第29条関係）

県有財産貸付料減免申請書

[略]

申請人 住所  
氏名又は名称 印

下記のとおり県有財産貸付料の減免を受けたいので申請します。

記

- 1 所在地
- 2 財産の区分
- 3 [略]
- 4 借受（地上権（地役権）設定）目的又は用途
- 5 借受（地上権（地役権）設定）希望期間
- 6 減免申請の理由

備考

- 1 申請書の提出に当たっては、申請人の印鑑登録証明書

様式第11号の2（第29条関係）

県有財産貸付料減免申請書

[略]

申請人 住所  
氏名 印  
連帯保証人 住所  
氏名 印

下記のとおり県有財産貸付料の減免を受けたいので、必要書類を添えてお願いします。

記

- 1 財産の所在地
- 2 財産の種類
- 3 [略]
- 4 借受目的
- 5 借受希望期間
- 6 貸付料減免申請の理由

添付書類 申請人及び連帯保証人の印鑑証明書

を添付してください。ただし、県有財産借受申請書と併せて提出する場合は、不要です。

- 2 申請人が県有財産を公益の用に供する場合において、県有財産貸付料の減免を受けようとする場合には、収支決算書その他の申請人の事務又は事業の実施内容及び収支の状況を記載した書類を併せて添付してください。

様式第12号（第30条関係）

担保・連帯保証人変更承認申請書

[略]

記

1～3 [略]

4 担保・連帯保証人変更の理由

5 担保物件の内容

6・7 [略]

備考

1 [略]

- 2 借受財産の全部又は一部を事業のために使用する場合で、新連帯保証人が個人である場合においては、別紙を添付してください。

(別紙) [略]

様式第13号（第31条関係）

様式第12号（第30条関係）

連帯保証人変更承認申請書

[略]

記

1～3 [略]

4 連帯保証人変更の理由

5・6 [略]

備考

1 [略]

- 2 新連帯保証人が日本国籍を有しない場合には、印鑑登録証明書の添付は、不要です。

- 3 借受財産の全部又は一部を事業のために使用する場合で、新連帯保証人が個人である場合においては、別紙を添付してください。

(別紙) [略]

様式第13号（第31条関係）

県有財産借受変更申請書

[略]

申請人 住所  
氏名又は名称

( 連帯保証人 住所  
氏名又は名称 )

県有財産の借受について、下記のとおり契約を変更したいので申請します。

記

- 1 [略]
- 2 借受財産の所在地、区分又は面積若しくは数量
- 3 借受目的又は用途
- 4 契約変更の理由（具体的に記載してください。）

備考 必要に応じて関係書類を添付してください。

様式第14号（第33条関係）

県有財産借受期間更新申請書

[略]

申請人 住所  
(ふりがな)  
氏名又は名称 印

( 連帯保証人 住所  
(ふりがな)  
氏名又は名称 印 )

下記のとおり借り受けている県有財産について、年月日をもって借受期間が満了しますので、借受期間の更新を申請します。

県有財産借受変更申請書

[略]

申請人 住所  
氏名

県有財産借受について、下記により契約の変更をしたいと思いますのでお願いします。

記

- 1 [略]
- 2 借受財産の所在地、区分、面積又は数量
- 3 使用目的
- 4 契約変更の理由（具体的に）

備考 必要に応じて関係書類を添付すること。

様式第14号（第33条関係）

県有財産借受期間更新申請書

[略]

申請人 住所  
氏名 印

連帯保証人 住所  
氏名 印

下記の財産を借り受けていましたが、年月日をもって借受期間が満了しますので、借受期間を変更して下さるようお願いします。

記

1～6 [略]

7 更新後の借受希望期間

備考

1 申請書の提出に当たっては、次に掲げる書類を添付してください。

(1) 申請人が個人である場合においては、申請人の住民票の抄本及び印鑑登録証明書

(2) 申請人が法人である場合においては、申請人の登記事項証明書、定款又は寄附行為の写し及び印鑑登録証明書

(3) 暴力団等に該当しない旨の誓約書

2 連帯保証人を立てる場合には、当該連帯保証人の印鑑登録証明書及び暴力団等に該当しない旨の誓約書を併せて添付してください。

様式第15号（第34条関係）

県有財産返還届

[略]

申請人 住所

氏名又は名称

下記のとおり借り受けている県有財産について、 年 月 日をもって借受期間が満了しますので届け出ます。

[略]

様式第16号（第36条関係）

記

1～6 [略]

7 借受更新希望期間

備考 申請人及び連帯保証人の印については、印鑑証明書を添付すること。

申請人は、暴力団等に該当しない旨の誓約書を添付すること。

様式第15号（第34条関係）

県有財産返還届

[略]

申請人 住所

氏名

下記の財産を借り受けていましたが、 年 月 日をもって借受期間が満了しますのでお届けします。

[略]

様式第16号（第36条関係）

罹災等届  
[略]

借受人 住所  
氏名又は名称

( 連帯保証人 住所  
氏名又は名称 )

借り受けている県有財産について、下記のとおり滅失（毀損）しましたので届け出ます。

記

- 1 [略]
  - 2 借受財産の所在地、区分又は面積若しくは数量
  - 3 滅失（毀損）の程度
  - 4 滅失（毀損）による損害見積額
  - 5 滅失（毀損）の理由（具体的に記載してください。）
- 備考 届出に当たっては、現場写真を添付してください。

様式第17号（第37条関係）

普通(行政)財産貸付台帳  
[略]

様式第18号（第39条関係）

県有財産現状変更承認申請書  
[略]  
申請人 住所

罹災等届  
[略]

借受人 住所  
氏名

県有借受財産を下記のとおり滅失（き損）しましたのでお届けします。

記

- 1 [略]
  - 2 借受財産の所在地、区分、面積又は数量
  - 3 滅失又はき損の程度
  - 4 滅失又はき損による損害見積額
  - 5 滅失又はき損の理由（具体的に）
- 備考 現場写真を添付すること。

様式第17号（第37条関係）

普通(行政)財産使用許可台帳  
[略]

様式第18号（第39条関係）

県有財産現状変更承認申請書  
[略]  
申請人 住所

氏名又は名称 印

下記のとおり県有財産の現状変更の承認を受けたいので、  
関係書類を添えて申請します。

記

- 1 [略]
- 2 現状変更を必要とする理由及びその概況（具体的に記載してください。）
- 3 工事の概要  
(1)・(2) [略]  
(3) 施工業者の氏名又は名称

備考

- 1 申請書の提出に当たっては、次に掲げる書類を添付してください。  
(1) 工事の実施のために必要な図面、仕様書、写真その他の工事に関する書類  
(2) 申請人が個人である場合においては、申請人の住民票の抄本及び印鑑登録証明書  
(3) 申請人が法人である場合においては、申請人の登記事項証明書、定款又は寄附行為の写し及び印鑑登録証明書
- 2 借り受け又は使用許可を受けている公有財産の現状変更の場合には、1 (2)又は(3)のうち印鑑登録証明書の添付は、不要です。

様式第22号（第44条関係）

氏名 印  
連帯保証人 住所  
氏名 印

県有財産を下記により現状変更したいので承認されるよう  
お願いします。

記

- 1 [略]
- 2 現状変更を必要とする理由及びその概況（具体的に）
- 3 工事の概要  
(1)・(2) [略]  
(3) 施工業者名

添付書類

- 1 申請人及び連帯保証人の住民票抄本及び印鑑証明書  
（使用許可の場合及び貸付け財産に係る変更の場合は省略）
- 2 施工図面、仕様書、写真等工事関係書類一式

様式第22号（第44条関係）

県有財産譲渡申請書

[略]

申請人 住所

氏名

電話

担当課・者

印

[略]

記

1～4 [略]

添付書類

(1)～(3) [略]

(4) 暴力団等に該当しない旨の誓約書

(5) その他関係図書

(注) 1 共有で申請する場合は、申請人を代理人とした委任状を添付すること。

2 第48条の規定により、延納を希望する場合には、申請人の次に「連帯保証人」を列記するとともに、次によりこの様式に追加し、印鑑証明書を添付すること。

(1) 本文に次の「なお書」を加えること。

なお、売買代金については、延納を承認くださるよう併せてお願いします。

(2) 買受物件の全部又は一部を事業のために使用する場で、連帯保証人が個人である場合は、別紙を添付すること。

(3) 記の4の次に次のように加えること。

5 売買代金の延納

(1) 延納しようとする金額

(2) 延納の理由（具体的に）

県有財産譲渡申請書

[略]

申請人 住所

氏名

電話 ( )

印

番

[略]

記

1～4 [略]

添付書類

(1)～(3) [略]

(4) その他関係図書

(3) 延納の方法

(4) 担保物件

(別紙)

申請人は、連帯保証人に対して保証委託をするに先立ち、民法第465条の10第1項各号に基づき下記1から3までの情報の提供を行い、連帯保証人は、当該情報について提供を受け、理解したことを確認する。

1 申請人の財産及び収支の状況

2 申請人が売買等の契約に基づく債務（主債務）以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

(1) 本契約に基づく債務（主債務）以外に負担している債務の有無

(2) (1)が有の場合、その金額（必要に応じて、資金使途、金利、履行条件等）

(3) (1)が有の場合、履行状況（遅延の有無、遅延履歴、期限の利益喪失の有無）

3 申請人が本申請に基づき負うこととなる債務（主債務）の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

(1) 本契約に基づき負うこととなる債務（主債務）の担保として他に提供し、又は提供しようとするものの有無

(2) (1)が有の場合、その内容

宮城県公営企業管理者 殿

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日  
申請人 住所

	<u>氏名</u>	<u>印</u>	
年 月 日			
<u>連帯保証人</u>	<u>住所</u>		
	<u>氏名</u>	<u>印</u>	

附 則

(施行期日)

- 1 この管理規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この管理規程の施行の前日に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

## 宮城県企業局管理規程第 2 号

工業用水供給規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和 8 年 3 月 23 日

宮城県公営企業管理者 千 葉 衛

### 工業用水供給規程の一部を改正する管理規程

工業用水供給規程（昭和 49 年宮城県企業局管理規程第 11 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給水の申込み)</p> <p>第 10 条 給水を受けようとする者は、工業用水給水申請書（様式第 4 号）により、<u>給水を受けようとする日の 60 日前までに</u>管理者に給水の申込みをしなければならない。</p> <p>(基本水量の変更等)</p> <p>第 12 条 [略]</p> <p>2 基本水量を変更し、又は給水を廃止しようとする者は、工業用水給水変更（廃止）承認申請書（様式第 6 号）により、<u>変更又は廃止しようとする日の 30 日前までに</u>管理者に申込みを行い、承認を得なければならない。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(給水の申込み)</p> <p>第 10 条 給水を受けようとする者は、工業用水給水申請書（様式第 4 号）により管理者に給水の申込みをしなければならない。</p> <p>(基本水量の変更等)</p> <p>第 12 条 [略]</p> <p>2 基本水量を変更し、又は給水を廃止しようとする者は、工業用水給水変更（廃止）承認申請書（様式第 6 号）により、<u>あらかじめ</u>管理者に申込みを行い、承認を得なければならない。</p> <p>3 [略]</p>

#### 附 則

この管理規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。